

令和7年度 調布市立北ノ台小学校「学校いじめ防止対策基本方針」

〇いじめ防止対策に関する法令等

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・こども基本法
- ・いじめ防止対策推進法
- ・東京都いじめ防止対策推進条例
- ・東京都いじめ防止対策推進基本方針
- ・東京都教育委員会いじめ総合対策
- ・調布市子ども条例
- ・調布市教育委員会教育目標及び基本方針
- ・調布市教育委員会「いじめ防止対策委員会」設置実施要綱

目指す児童像

- 〇生命を慈しみ、他者を思いやる心もち態度に表せる子
- 〇いじめや差別をしない、させない子

〇目標策定の方針

- ・児童の実態
素直で明るい児童が多く、友達と穏やかにかわることが出来る。自分の気持ちを、相手に伝えるように表現することを苦手とする児童もいる。
- ・保護者、地域住民、関係機関等との緊密な連携を図る。

いじめ防止等に関する学校の目標

- ・いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立ち、児童にいじめを許さない心を育む。
- ・被害者の立場に立った指導を行い、児童にいじめられている子を責めない心を育む。
- ・いじめ防止対策に全教職員で組織的に対応し、児童がどのような理由があってもいじめをしてはいけないと言える心を育む。

いじめの未然防止・早期発見のために

〇教職員の指導力の向上

①いじめに関する研修の実施

- ・教職員に対する校内研修を年3回実施
- ・人権プログラム教育や調布市いじめ撲滅の手引き等の資料の活用
- ・インターネット等のいじめ防止と対処に必要な情報モラルの研修を実施

②人権教育の充実

- ・人権教育推進委員会を中心とした研修の実施

〇学校の組織的対応

- ①学校いじめ防止対策基本方針の策定
- ②学校いじめ防止対策委員会の設置
- ③学校いじめ防止対策委員会を支援する学校サポートチーム
- ④全教職員による情報共有

【いじめの未然防止】いじめを生まない、許さない学校づくり

- 〇児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事等に主体的に参加・活躍できる学校づくりの推進を図る。
- 〇校長のリーダーシップの下、いじめ問題に組織的に対応するためのシステムの構築を図る。
- 〇児童に「いじめ」について主体的に考えさせる機会を定期的に設け、「いじめは絶対に許されない」ことを自覚する態度の育成を図る。
- 〇いじめ防止対策推進法等に示されている取組を確実に実行できるようにするため、教職員に対する研修の充実を図る。
- ・学校いじめ防止基本方針を策定し、学校いじめ防止対策委員会を設置して(毎月1回程度)、学校の組織的対応力を高める。(管理職、生活指導主任、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーで構成)
- ・児童相互の豊かな人間関係を構築し、児童一人一人の居場所づくりに努める。
- ・生活指導夕会(週1回)、生活指導部会(月1回)、特別支援校内委員会(月1回)を実施し、児童の情報共有を行う。
- ・児童の自己肯定感を高め、児童が自信をもって学習に取り組めるよう、授業の充実を図る。
- ・道徳教育の充実を図り、児童の人権意識を育む。
- ・「あいさつ運動」では代表委員会及び地域の協力を得てあいさつを推進し、開かれた学校づくりを目指す。
- ・SNSルールについて、保護者と連携し、指導にあたる。

【早期発見】いじめを直ちに発見できる学校づくり

- 〇児童の日常生活から、いじめの萌芽を素早く認知するシステムの構築を図る。
- 〇被害の子どもや周囲の子どもから、いじめの情報を確実に受信できるシステムの構築を図る。
- ・年3回、ふれあい月間における、いじめアンケートを実施し、解決を図る。
- ・週1回の生活指導夕会で、気になる児童の情報共有をして、全教職員で見守りを行う。
- ・第5学年に、スクールカウンセラーによる全員面接を実施する。
- ・毎月、全学級でいじめ実態把握を行い、情報共有の必要な事案は生活指導夕会で共通理解を図る。
- ・月1回のいじめ防止対策委員会(管理職、生活指導主任、各学年主任、養護教諭、SC)を活用し、解決を図る。
- ・月1回、学年主任会における児童の実態把握と情報共有を行う。
- ・「こころの健康観察」を通して、児童のメンタルヘルスの悪化やSOSに対して早期発見・早期対応を行う。

〇スクールカウンセラーとの連携

- ・都配置・市配置のSCが連携し、学校の教育相談窓口として活性化を図る。
- ・児童の実態把握や情報共有を図り、児童理解に努める。
- ・カウンセラーだよりや学校だよりで、保護者へSCを紹介する。
- ・第5学年との全員面接を実施する。

〇保護者・地域との連携

- ・日常から連絡を密にした、児童の気になる様子についての保護者との情報共有
- ・児童館、学童クラブ、あそびパとの連携
- ・PTA、地域学校協働本部、民生児童委員、健全育成等との連携
- ・SC、SSWの紹介

***重大事態への対処**

●いじめが「重大な事態」と判断された場合の手順

↓

- ①教育委員会への報告をし、教育委員会が設置する組織との連携・協力をする。
- ②被害児童への緊急避難措置の検討、実施
- ③加害児童への懲戒や出席停止の検討
- ④警察や児相等との連携
- ⑤緊急保護者会の開催

具体的ないじめへの対応(早期発見、重大事態への対応)

生活指導主任会報告内容の場合(学校が「学校いじめ対策委員会」等で組織的に話し合い、対応する場合)		
①実態把握の観点	②指導・支援の基本姿勢	③一1<被害児童への支援>
〇被害児童や加害児童(場合によっては周囲の児童)に対して、個々に、いじめの事実についての正確な内容を把握する(いつ・どこで・内容)。	〇「学校いじめ防止対策委員会」の取り組み内容を確認し、具体的に「誰が」「いつ」「どのような」対応を行ったかを把握する。	〇被害児童の心情に寄り添い、解決に向けて力を尽くす姿勢を示す。
〇被害児童や加害児童の心理状態を把握する。	〇解決に向けた指導方針を確認し、全教職員で共通理解し、被害児童を見守る体制をつくる。	〇被害児童の立場に立って、解決する方策を具体的に確認する。
〇いじめ発生の要因・背景を把握する。	〇被害児童や保護者に事実を伝え、解決に向けた方針や手立てを示し、理解を得る。	③一2<加害児童への指導>
		〇児童の心情を理解しつつ、毅然とした指導を行い、保護者の協力を求める。
		③一3<関係児童への指導>
		〇児童の心情を理解しつつ、解決に向けて事実を確認し、必要に応じて毅然とした指導を行い、保護者への協力を求める。

生活指導主任会報告内容の場合(学校で重篤だと判断する場合、または市教委等と連携して対応する場合)

〇「調布市教育委員会いじめ防止対策委員会」を設置する。教育長を委員長とし、教育委員会、指導室長、統括指導主事、指導主事、教育相談所、子ども家庭支援センターすこやか等を中心に学校と連携協力し、いじめ解決のための具体的な手だてを講ずる。必要に応じて、調布市顧問弁護士、調布警察署、保護司会、多摩児童相談所等を第三者からの委員として依頼し、問題の早期解決を図る。

年間指導計画												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
各教科	いのちの授業						普通救命講習(第6学年)			人権週間 いのちの授業		
生活指導	下校指導		ふれあい月間(6月) いじめのアンケート セーフティ教室(2年) いじめ防止研修		下校指導		ふれあい月間(11月) いじめのアンケート いじめ防止研修		下校指導	ふれあい月間(2月) いじめのアンケート スマホ・携帯安全教室(4年) いじめ防止研修		
学校行事	入学式 始業式	スポーツフェスティバル		終業式		始業式 移動教室(5年)	移動教室(6年)	宿泊学習(たんぼほ学級)	終業式	始業式		修了式 卒業式
特別活動	集団生活のルール 1年生を迎える会 たてわり班活動		あいさつ運動(6月)			アドベンチャーツアー(5年)		あいさつ運動(11月) たてわり広場 学習発表会			あいさつ運動(2月) 6年生を送る会	
道徳科	生命尊重	思いやり・親切	いじめに関する授業				いのちと心の教育月間 いじめに関する授業			いじめに関する授業		
家庭・地域	保護者会 調布市防災教育の日 地域めぐり		保護者会	個人面談 地域めぐり		道徳授業地区公開講座 学校公開週間			保護者会	学校公開	保護者会	